

いろいろな寄附のかたち

◇善意をかたちに◇

一般寄附

皆さまの善意のご寄附をお待ちしています。

◇企業の社会貢献◇

企業の寄附

企業の社会貢献活動の一環として、ご寄附をお願いします。

◇お慶びごとの記念に◇

記念日の寄附

- 企業の周年記念事業に
 - 金婚式や結婚記念日、お誕生日に
 - 叙勲受賞 等
- お慶びの日の記念に、ご寄附をお待ちしています。

◇故人の供養としての社会貢献◇

香典による寄附

品物による一般的な「香典返し」に代わるものとして、その一部を社会貢献として寄附される方が増えています。各個人様あてのお礼状をご用意いたします。

<ご寄附をいただいたみなさまへ>

○兵庫県青少年本部が実施するイベント情報、各青少年育成団体が実施する活動の情報などをお届けいたします。

○ご寄附を頂いた方のお名前等は、当財団の機関紙・ホームページなどを使って広く発信いたします。（不掲載希望の方はお申し出ください）

<兵庫県青少年本部ホームページ>

URL <http://seishonen.or.jp>
E-mail ouendan@seishonen.or.jp

ひょうご子ども・若者応援団への募金の内容

- | | | |
|--------|----|----------|
| 個人 | 一口 | 10,000 円 |
| 団体・企業等 | 一口 | 50,000 円 |
- （一口より何口でも申し受けます。）

寄附金にかかる税の優遇措置

寄附金は、特定公益増進法人に対する寄附金として

- (1) 個人の場合は、所得税の税額控除など税制面の優遇措置が受けられます。
- (2) 法人の場合は、一般寄附金の損金算入限度額と別枠で、寄附金の合計額と特別損金算入限度額とのいずれか少ない金額の範囲内で損金に算入できます。

県入札参加資格における加点対象制度について

「ひょうご子ども・若者応援団」に対し、年度中（3月末日まで）に10万円以上の寄附等をいただいた場合には、「社会貢献評価」の「兵庫県の関係事業に対し支援を行った場合」に該当し、兵庫県が行う建設工事等の入札参加の資格申請において、寄附をした翌年度の7月1日から2年間、加点の対象となります。

納入方法

銀行振込の場合

銀行名／三井住友銀行 兵庫県庁出張所
口座番号／普通預金 3074378
口座名義／公益財団法人 兵庫県青少年本部

郵便振り込みの場合

口座番号／01120-7-52444
口座名義／公益財団法人 兵庫県青少年本部
（所定の振込用紙により、郵便局からお振込みの場合は振込手数料は不要です。）

<寄附金（募金）のお申し出・問い合わせ>

〒650-0011

神戸市中央区下山手通 4 丁目 16-3 兵庫県民会館 8 階

公益財団法人兵庫県青少年本部

TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418



あなたの想いが
未来を拓く

「ひょうご子ども・若者応援団」
ご寄附のお願い



公益財団法人 兵庫県青少年本部

趣 旨

社会の重要な構成員であり、未来を託す貴重な存在でもある青少年。彼らのすこやかな成長を確保することは、私たちの社会が総力をあげて取り組むべき最も重要な課題です。

現在、兵庫県内には、青少年育成に主体的に取り組む民間の団体やグループが数多くあります。青少年の課題解決や健全育成の現場で、このような団体等の活動は大きな役割を果たしています。しかし、その多くは活動資金が不足するなど、運営基盤が不安定で、その継続・発展が困難なものも少なくありません。

そこで兵庫県青少年本部の「ひょうご子ども・若者応援団」では、このような団体・グループが行う青少年育成活動を支える仕組みとして、企業や団体・個人の皆さまから託された資金をもとに、地域の民間団体やグループの活動に助成し、その運営基盤の安定化と活動の活性化を図っています。

皆さま方お一人おひとりの想いと行動が、ひょうごの青少年の育成活動を支えます。

「ひょうご子ども・若者応援団」ご寄附の趣旨にご賛同いただき、皆さま方のご参加とご協力を賜りますよう、お願いいたします。



ひょうご子ども・若者応援団では

皆さまから寄せられたご寄附を、青少年育成活動に取り組む団体等に橋渡しをしています。

キャンプ！



リーダー養成！



自然体験！



世代間交流！など



◇「ひょうご子ども・若者応援団」の助成事業◇

★一般助成事業★

県内の青少年団体やグループが実施する「自然体験、社会参加、非行防止、リーダー養成」などの青少年育成事業に対して助成します。

★災害復興支援特別助成事業★

自然災害（災害救助法指定地域）等で被災した青少年に対する支援事業に対して助成します。

★インターネット等（親子）学習会特別助成事業★

地域の各種団体が主催する携帯電話やインターネットの安全な利用についての学習会等に対して助成します。



明日のひょうごを拓く青少年へ

「ひょうご青少年憲章」は、憲章制定県民会議を中心に、県民の総意のもとに制定された青少年育成のための基本指針です。

兵庫県青少年本部は、この県民の願いと決意が託された「ひょうご青少年憲章」のもとに地域の力を結集し、青少年の育成にとりくんでいます。

ひょうご青少年憲章

- 1 自分を大切にし、自らを律し、行いに責任をもって生きていこう
- 2 ふれあいを深め、正義感をもち、社会を担う一人として生きていこう
- 3 人の痛みや 喜びを感じあえる心をもって生きていこう
- 4 多様な人々の存在を受け入れ、ともに支えあって生きていこう
- 5 自然を愛し、生命を尊び、みえない世界にも襟を正して生きていこう
- 6 先人に学び、明日に夢をえがき、勇気をもって未来を拓いていこう

（平成12年3月制定 新兵庫県青少年憲章制定県民会議）

